

十分性認定取得後の『GDPR』対応

個人情報保護委員会の補完的ルールに基づく個人情報取扱規程の改訂案、GDPRに基づくプライバシー・ノーティス対応など具体例を示して解説、中国のサイバーセキュリティ法等の諸外国の個人情報保護規制についても横断的に解説

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 2月1日(金) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京: 麹町5丁目)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、総務部門、監査部門、人事部門、海外事業部門、情報システム部門などの関連部門において、GDPR対応、個人情報保護対応の実務を担当される方

講師 弁護士法人 三宅法律事務所 弁護士 公認不正検査士 (CFE) パートナー 渡邊 雅之氏

講師紹介 1995年東京大学法学部卒業、1997年司法試験合格、2000年総理府退職、2001年司法修習修了(54期)、弁護士登録(第二東京弁護士会)、2007年Columbia Law School(LL.M.)修了、2009年三宅法律事務所入所。個人情報保護法をはじめとするプライバシー法制を専門とする。



《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

182125-0303 十分性認定取得後のGDPR対応

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

・プログラム・

■開催にあたって■

2018年5月25日に、EUのGeneral Data Protection Regulations(GDPR:EU一般データ保護規則)が施行されました。これにより、①EUに拠点(現地法人・支店・駐在員事務所)のある事業者は同拠点において管理者(Controller)としての対応、②EUの拠点のために日本で個人データの処理を行う事業者は処理者(Processor)としての対応、③EUに拠点は無いもののGDPRの域外適用を受ける事業者は管理者としての対応を、日本の個人情報保護法とのGAP分析を行った上で進めました。GDPRの施行に伴い、プライバシー・ノーティスにどのような事項を記載すればよいか、適法な処理の根拠として同意と契約のどちらを利用すべきか、データ保護影響評価の必要な場合、データ保護オフィサー(DPO)の設置の仕方など、GDPRの対応の実務が明らかになってきました。また、EUから個人データの移転を受ける事業者は、(拘束的企業準則を適用している楽天グループを除き、)①標準契約条項(Standard Contractual Clauses:SCC)による対応、あるいは、②特例的に認められる根拠(「越境移転のリスク情報を提供した上でデータの主体の同意」あるいは「契約履行のために必要」)に基づくことに対応しています。もっとも、全くGDPR対応をしていない企業も多くあります。ここに来て、2018年末頃までに日本が欧州委員会から十分性認定を受けることになり、個人情報保護委員会からはその対応のための補完的ルールを公布されました。本講演では、日本が十分性認定取得後に、日本企業としてGDPR対応をどのようにすべきかについて分かりやすく解説いたします。

1. 十分性認定と個人情報保護委員会の十補完的ルール

- 十分性認定の意味合い…十分性認定は越境データ移転が認められるだけで、管理者・処理者としての義務を負う者については、GDPR全体の対応が必要
- 標準契約条項(SCC)の対応をしていた企業はそのまま、十分性認定対応に切り替えない方がよいか?
- 特例対応(データ主体の同意・契約履行に必要)によっていた事業者は、十分性認定対応に切り替えるのはマスト?
- 個人情報保護委員会の補完的ルールへの対応
 - 上乗せ措置に対応した個人情報取扱規程・匿名加工情報取扱規程の雛型を提示
 - EUからの移転に関する「取得の経緯」の記録義務は、確認・記録義務編のガイドラインで解釈上、確認・記録が不要とされている場合も必要か
 - 匿名加工情報に関して、加工方法等情報も削除する対応は本当に可能か?実務的にどのような対応をすべきか
- 十分性認定と同時に行われる個人情報保護法の「外国の第三者への個人データの提供」に関するEU加盟国の告示指定

2. GDPRの管理者・処理者となる場合の実務対応

- 十分性認定を取得しても管理者・処理者に該当する場合は対応が必要
- 処理の原則・適法な処理
 - ~「同意」と「契約」は両立しないことに注意が必要
 - ~従業員については「同意」を根拠にすることは困難
- プライバシー・ノーティスやCookie対応を具体的事例(Google, Amazon, Facebookほか)を収集し、ガイドラインに基づき解説
- データ主体の権利
 - ~データポータビリティ権についてガイドラインに基づき詳細解説
- 技術的・組織的安全管理措置…個人情報保護法とそれほど違いなし
- データ保護オフィサー(DPO)の設置に関する具体的対応…ガイドラインに基づく対応

3. 中国、米国、ロシア等の個人情報保護法制について横断的に解説

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。